

議会改革調査特別委員会記録

平成 2 5 年 7 月 1 日 (月)

於 : 第 1 委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成25年7月1日（月）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時7分）	2
昨年度の中間報告の概要について	2
政治倫理条例の制定について	5
議会基本条例の制定について	9
散会宣告（午前10時51分）	11

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成25年7月1日（月曜日）

出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

本日の会議に付した事件

1. 昨年度の中間報告の概要について
2. 政治倫理条例の制定について
3. 議会基本条例の制定について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時7分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 まず、昨年度の中間報告の概要についてを議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。沖議事担当課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、御説明させていただきます。

資料1、平成24年度 議会改革調査特別委員会中間報告の要旨をごらんください。

まず最初に、この資料は、項目1から9までは平成24年12月定例会で、項目10から14までは平成25年3月定例会で報告されたものでございます。

それでは、1. 決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについてと、2. 常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについてから説明させていただきます。

この2件については、関連が深いことから一括して協議され、(1)から(4)までの論点に整理されましたので、順に説明させていただきます。

(1) 前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会・議会開催日程の調整については、第3回定例会の会期を延長し、その会期中に決算特別委員会の審査、認定等の議決までを行うこととされ、本委員会は、直近の平成25年、すなわち本年から、こうした議会運営を実行に移すよう求めました。

このことを踏まえ、先月の議会運営委員会において、9月10日から10月23日まで、44日間にわたる第3回定例会の会期が決定されたところです。

次に、(2) 全議員が予算・決算審査に参画できる仕組みへの改革については、現行の運営方法には一定の合理性があることから、現行の運営方法を継続した上で改善点を探ることとされました。

そこで、(3) 現行の予算・決算特別委員会の運営方法の改善点についてに論点を移行させ、協議が継続されました。

そのうち、①会派に所属していない議員に対する考え方については、まず、各派代表者会議で会派の在り方について議論され、従来の会派の定義を堅持すべきとの結論が出ました。

このことを受け、本委員会でも、少なくとも今任期中においては会派に所属していない議員の取り扱いを変更する必要はないとされました。

ただし、次任期以降、会派に類似した2人の会が結成された場合は、改めて適切な場で協議する必要があるとしています。

また、②会派所属議員数が奇数である場合の発言時間については、予算・決算特別委員は会派所属議員2人につき1人の割合で選出されているため一定の配慮が必要であるとされ、

本委員会は、直近の予算特別委員会から改善を求めました。

このことを踏まえ、平成25年3月に開催されました予算特別委員会では、一般会計の審査において、3人会派から選出された委員の発言時間が60分から90分に拡大されたところでした。

次に、1ページから2ページにかけて、(4) 予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることについては、以前に本市で行ったような事業仕分けをイメージするものではなく、特に決算特別委員会において事業単位の質疑を充実させる観点から提案されたものです。

そのため、事業単位で作成された事務事業実績測定調書を決算特別委員会の審査に積極的に活用することとされ、本委員会は、この調書の早期公表を行政側に求めました。

次に、3. 反問権の付与については、付与する方向性だけを確認するとともに、議会基本条例の案文作成作業の中で改めてその内容について協議することとされました。

次に、4. 通年議会については、(1) から (4) までの課題について検討した後、導入の是非を判断することとされましたので、順に説明させていただきます。

まず、(1) 会期の始期については、本市議会の現状を鑑みて、5月からとするのが適切とされました。

次に、(2) 会議の種類については、先進市議会である四日市市議会を参考に会議の種類を規定するとされました。すなわち、本市議会と言う5月臨時会を開会議会、それ以外の臨時会を緊急議会、定例会を定例月議会と整理するものです。

次に、(3) 一事不再議の考え方については、四日市市議会等の先進市議会では通年議会の導入後も現在の本市議会の運用と同様の運用を行う旨を会議規則で規定していることから、これを参考にするとされました。

次に、(4) 専決処分の在り方については、まず、通年議会を導入するからには本会議で議決することが原則であり、地方自治法第180条第1項の規定により市長に権限を委任する範囲を拡大する、すなわち議会の権限を縮小する方向性はとれないということで委員の意見が一致しています。

ただし、本会議で議決することが原則としても、これが難しい場合には、議会側と理事者側が連携を密にして柔軟に対応することとされました。

最後に、こうした課題の議論を踏まえ、(5) 導入の是非について協議された結果、通年議会の性急な導入は避け、議会基本条例に明確に位置付けた上で、その施行時期に合わせて導入するとされました。

また、引き続き、議会側、理事者側の双方が、想定される課題の整理に努めることとされました。

次に、2ページから3ページにかけて、5. 議決事件の拡大については、都市宣言や海外友好都市提携など、これまで実際に議決してきたものを議会基本条例に明文化することを端緒とし、それ以外の議決事件については、その案文作成作業の際にあわせて検討することとされました。

次に、6. 議長の任期及び選出方法についてですが、まず、(1) 議長の任期については、現状に課題は見当たらず、現行どおり1年とされました。

次に、(2) 議長の選出方法については、議長候補者の所信表明の場を設けるような事実

上の立候補制は地方自治法の趣旨に照らし問題がないとは言えないことから、これを採用することは慎重にすべきとされました。

ただし、議会の選挙においても透明性を確保することは重要であり、そのためには、正副議長等の選出を行う臨時会の運営について一定の改善が必要であることから、次の論点について議論されました。

それが（３）正副議長等の選出を行う臨時会の運営についてで、会期を３日間に短縮し、初日に正副議長選挙を行うとともに、２日目を休会日とし、本会議を開くのは２日という基本方針で臨むこととされました。

このことを受け、本年の５月臨時会から、実際にこうした運用に改められたところです。

次に、７．議員間討議については、本会議で導入するのが難しい側面があるため、まずは議案が付託された常任委員会で導入し、その成果を見て、順次、他の会議に拡大を図ることとされました。

また、議員間討議を行うタイミングとしては、理事者への質疑の後、討論の前とし、必ず実施しなければならないものではなく、希望する委員がいれば実施することとされました。

なお、討議の際は、原則として理事者の退出は求めませんが、委員長の裁量により退出を求めることもあるとされています。

次に、８．市長による政策形成過程の説明努力を求めることについては、本市議会では市長が新たな政策提案をする場合には委員協議会の場で報告されることが慣例となっていることから、その資料において記載事項の統一を図るよう求めるとともに、具体的な規定事項については議会基本条例の案文作成作業の中で検討することとされました。

次に、９．陳情、請願の取り扱いについてですが、まず、（１）請願の取り扱いについては、請願が付託された委員会において、請願者本人が希望した場合に限り、請願の趣旨説明を行う機会と、請願者本人に対して質疑を行い意見を聞く機会をともに設けることとされました。

なお、実際の運用は、議会基本条例に明確に規定した後、開始すべきとされています。

次に、４ページに参りまして、（２）陳情の取り扱いについては、現在の運用で特に不都合はないとされました。

次に、１０．出前議会等についてですが、まず、（１）出前議会については、種々の課題が想定されることから、必要はないとされました。

次に、（２）夜間議会、休日議会については、実施している他市の課題点を考慮し、直ちに行う必要はないとされました。

ただし、必ずしも開催自体を否定するものではなく、費用対効果を見極めた上で慎重に取り組むものとされています。

次に、１１．議会報告会等の市民と直接対話する機会については、具体的な運用について一致した見解を見出すことができませんでした。

ただし、議会の審議経過などの報告にとどまらず、積極的に市民の意見を聞くものとする方向性は確認できており、詳細な実施方法等については議会基本条例の案文作成作業の中で検討するとされています。

次に、１２．傍聴者対応についてですが、まず、（１）議会傍聴の周知方法については、

委員から多くの提案がなされ、予算措置を講ずる必要があるものについては財政状況を見ながら引き続き検討し、そのほかのものについては課題整理に努めることとされました。

また、昨年度に新たに設置された市政情報モニターにおける本会議の傍聴呼びかけについては、継続することとされています。

次に、(2) 傍聴者に対する配付資料の範囲については、現在の取り扱いに特に不都合はなく、閲覧のみ可とする資料については行政資料コーナーに備え付けている旨を傍聴者に周知していくこととされました。

次に、5 ページに参りまして、13. ホームページの充実についてですが、まず、(1) 枚方市議会ホームページと議員個人のホームページとのリンク等については、議員個人のホームページには政治活動等の情報も含まれていること、ホームページを開設していない議員もおられることから、市議会ホームページとのリンクは避けるべきであり、希望する議員に限り、単なるホームページアドレスとメールアドレスの掲載にとどめるべきとされました。

このことを受け、現在、希望する議員については、ホームページアドレスやメールアドレスを本市議会のホームページに掲載しています。

次に、(2) 動画配信の拡大については、一定の費用が見込まれるため、財政状況を見ながら引き続き検討することとされました。

次に、(3) 会議録検索システムへの常任委員会記録の掲載については、現在のシステムはサーバーの容量やプログラムの継続性に課題を抱えていることから、外部委託による新たな検索システムへの移行が必要であり、あわせてすべての常任委員会記録の掲載にも取り組むこととされました。

このことを踏まえ、先月の各派代表者会議において、今後、事務局が必要な事務手続を進めていくことを議長から報告していただいております。

最後に、14. 議会事務局の機能強化については、議会事務局の調査機能や政策法務機能の強化を図っていくこととされました。

以上、説明とさせていただきます。

○高橋伸介委員長 ただいまの事務局の説明に対し、委員の皆さんから御質問等はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）御質問等もないようです。

委員の皆さんにおかれましては、以上、昨年度の中間報告の内容をベースに、今後、御協議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 これをもって本件についての調査を終結します。

○高橋伸介委員長 次に、政治倫理条例の制定についてを議題とします。

本件については、まず、政治倫理条例の概要について、事務局の説明を求めます。あわせて、府内及び中核市の状況について、調査結果の報告を求めます。大西総務担当課長。

○大西佳則市議会事務局課長 それでは、お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。

政治倫理条例の概要について、御説明いたします。

まず、1. 概略でございますが、政治倫理条例とは、地方自治体の政治家の倫理について規定した条例でございます。地方自治体によりまして内容は異なりますが、主に地方議員や首長の資産公開、職務関連犯罪での逮捕、起訴による説明責任、職務関連犯罪で有罪判決を受けた場合の問責制度を規定しているものでございます。1983年、昭和58年に堺市が

制定いたしまして、それ以降、全国的に広がっていったものでございます。

次に、2. 法令根拠等でございますが、直接的な法的根拠はございません。

次に、3. 本市の現状でございますが、(1) 市長に対する政治倫理に関する規定につきましては、その下にございますように、政治倫理の確立のための枚方市長の資産等の公開に関する条例がございます。

(2) 職員に対する倫理に関する規定につきましては、2つございます。

一つは公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例、もう一つは職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例でございます。

(3) 議員に対する政治倫理に関する規定につきましては、特にございません。

続きまして、もう1枚の資料3をごらんいただきたいと思います。

議員の政治倫理に関する規定について、府内32市、中核市39市を対象に調査したものでございます。

表の左側の項目のところでございますが、まず、①独立した条例を制定しております市につきましては、府内で8市、中核市で17市ございます。

次に、②要綱、綱領等で規定しております市につきましては、府内で1市、中核市で4市ございます。

次に、③議会基本条例の一部に規定しております市につきましては、府内で5市、中核市で15市ございますが、府内、中核市ともに二重線が付いております市につきましては、項目のところの①または②にも該当しております市でございます。

次に、④規定等なしの市につきましては、府内で21市、中核市で15市ございます。

以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの事務局の説明等も参考にしていただき、委員間で御協議をお願いしたいと思います。初めに、本件の提案会派に趣旨説明を含め御意見をお伺いします。日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 委員長、事前に事務局にお渡ししている資料を配付してもよろしいでしょうか。

○高橋伸介委員長 どうぞ配付してください。

(資料配付)

○広瀬ひとみ委員 行き渡りましたでしょうか。

政治倫理条例の制定についてが日本共産党議員団からの提案ということで、今、議会事務局からも条例の内容等について概略の説明がありました。私どもでも若干まとめさせていただいておりますので、中身を説明させていただくことによりまして提案理由の説明という形にさせていただきたいと思います。

政治倫理条例そのものは、ここにも書いておりますように、政治の不正、腐敗を防止し、清潔で開かれた公正な地方政治を進め、議会への信頼を高めるためのもので、先ほどもありましたけれども、堺市が全国で初めてこの条例を制定されました。当時、収賄事件で有罪判決が確定したにもかかわらず、議員が辞職せずに居座るという状況の中で、市民の皆さんから直接請求の運動があつて初めてこうした条例ができ上がっていったとお聞きしております。

大阪府内では、先ほど資料もありましたけれども、幾つかの市が既に制定されております

し、中核市においても、今の資料ですと、大阪府内の市を除く39市のうち17市が制定されているという状況になっています。

次に、今、なぜ必要なのかということなんですけれども、一つには、枚方市で談合事件がございましたので、議会としても、こうした問題を二度と起こさない、再発防止の決意を示していくということがあると思います。

もう一つは、中核市になることによって許認可の権限が非常に増えます。行政もこれまで以上に利権や不正を許さないという行政運営が強く求められることになるわけなんですけれども、これは同時に議会にも同じように一層の努力が求められるということで、私としては、中核市移行に合わせて、この政治倫理条例を制定していく必要があるのではないかと考えているところです。

じゃあ、具体的にどういった中身を規定していくのかということも3. 必要となる内容というところで紹介させていただいているんですけれども、先ほど事務局からも政治倫理条例の概要についての説明でありましたように、1つ目は、政治倫理の基準を定めているということです。この中身は、各市ともそれぞれの条例の中でどのような形で定めるかということでは違いがあるんですけれども、基本的には政治倫理の基準を定めるということです。

2つ目は、資産公開の制度を設けるということです。

3つ目に問責制度ということで、職務関連犯罪、今、新たに条例制定されているところには一般の刑事犯罪などにまで拡大して対応されているところもあるということなんですけれども、そうした容疑を受けた場合に首長、また議員に説明会を開く権限を与えるということです。これは、釈明の機会を首長や議員に与えるという中身のものになっています。また、説明会を開かない場合には、住民が説明会を求めることができるということを決めるということも問責制度の中身になっています。

あわせて、そのような3つの基本事項を具体的で実効性のあるものにしていくということで、今、新たに制定されているところでは大体どこの市でも、政治倫理審査会を置き、また、住民からの調査請求権を規定しています。大まかに言って、そうした中身が含まれる条例になっております。

次に、裏面に4. 他の条例との関係ということで書かせていただいておりますけれども、市長については資産公開条例など一定の整備がなされている状況にありますけれども、議員についてはありません。

また、先ほどもありましたが、職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例は、職員の公正な職務の執行が損なわれることのないようにということで定められている条例になっておりますので、ここに政治家の倫理基準は含まれていないという形になっています。ですので、政治倫理条例の中に倫理基準を設け、職員の職務執行への不当介入の禁止を規定すれば、今持っている条例と連携して実効性のある条例の運用を図ることができるように考えているところです。

以上の理由によりまして提案させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの委員の御発言を踏まえ、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。大塚委員。

○大塚光央委員 ちょっと質問だけなんですけれども、2. 今、なぜ政治倫理条例が必要な

かとありますが、①はどのような意味なのか、よくわかりません。

○**広瀬ひとみ委員** 談合事件では、残念ながら当時の市議が逮捕されるという状況が生じました。市民の皆さんからすれば、市議会の中からも逮捕者を生んで、そして有罪判決が下ったということで、この事件によって市議会そのものに対する信頼失墜が生じたのではないかと感じているところです。

この間、議会として、全員協議会を持つなど、いろいろな形でこの問題の解明努力も一定行ってきたわけでありますけれども、改めて市で総括もされましたし、議会もこうした不正や腐敗を許さないということを、市民の皆さんに対して、より強く示していくという意味合いで書かせていただいております。

○**大塚光央委員** そうすると、清掃工場の件に関して議会がどのような方向で議論し、いろいろな形で意見を言っていたかということも含まれているということですか。

○**広瀬ひとみ委員** この条例の中で具体的に過去の事件がどうであったのかということを変更して掘り返すという意味合いではないんです。ただ、そういう事件が起きて、市民の目から見て市議会の中から逮捕者を生んだという状況の中で、枚方市議会としても、こうした事態を二度と生まないという形を示していく、そういう一般的な考え方だと御理解いただきたいと思うんです。

具体的に、そのとき実際に議会としてどうだったのかということをも改めて振り返って、この条例に結び付けていこうというものではないと御理解いただきたいと思います。

○**高橋伸介委員長** 談合事件とは関係ないということによろしいですか。

○**広瀬ひとみ委員** 私どもの提案理由の一つとして、枚方市議会の中でもこうした不祥事があったという認識に立っているということです。そうした認識の上で提案させていただいているという意味です。

○**高橋伸介委員長** 一般的な不祥事という認識でよろしゅうございますか。

○**大塚光央委員** 要するに、「今、なぜ政治倫理条例が必要なのか」と書いて、その一番に挙がってくるということは、このことが日本共産党議員団として政治倫理条例の制定の動機ということでしょうか。それは、当時の枚方市議会の議員さんも逮捕されたからということですか。

○**広瀬ひとみ委員** 逮捕されたからと言うと非常に生々しくなってしまうんですけども、そういう事件も枚方市政の中で起こったという状況も踏まえて、政治倫理条例が必要ではないかということですか。

ただ、今、そういう形で提案させていただいておりますけれども、実は、この談合事件が起こる前から、私どもは不正や腐敗を防止していくという姿勢を議会そのものが示していくために政治倫理条例が必要ではないかということ、この事件があるなしにかかわらず、一般的な問題として必要性を認識しておりましたし、そういう提案をさせていただいてきたという経過もございます。

○**清水 薫委員** 同じようなことになるのかもしれませんが、「②中核市への移行により許認可権が増え」云々とあります。確かに、中核市に移行して、いろいろな許認可権が増えるのも事実です。

一方で、事務局からも説明がありましたし、この広瀬委員からのペーパーの裏側、4. 他

の条例との関係の中の②にあるように、職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例があります。やはり、いろいろな不正が考えられることから、この条例だけではカバーできないということがあって、よりやらなければいけないということなんですか。

○広瀬ひとみ委員 やはり、議会としての倫理基準というものが一つの大きなポイントなのかなと思っています。先ほども説明させていただきましたけれども、職員にかかわる条例の中では議員の倫理基準というものが書かれていません。当然ながら職員のための条例になっているわけなんです。今、提案させていただいているのは、議会側の条例になりますので、議会の方で政治倫理基準というものをしっかりと設けておくことによって、関連する職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例の運用に当たっても、当然ながら、この倫理基準を持った議員が口利きなどをやってはいけないという形になるわけです。

また、そうしたことがあったのではないかという疑義が持たれるようなことがあった場合には、政治倫理審査会が審査するということが可能になります。どういう形の基準を作っていくのかということは別にしても、市民の側から調査をしてほしいと求めることもできるという条例の中身になっております。

○清水 薫委員 今、提案されている政治倫理条例の対象なんですけれども、実際の政治倫理条例でもいろいろなものがあります。議員だけのもの、あるいは首長を含む、副市長も含む、教育長や教育委員も含むなど、いろいろなものがあります。この提案では、その範囲まで考えておられるわけですか。

○広瀬ひとみ委員 首長はできれば入れたいと思っております。首長等の中に副市長まで含めるのかは、御議論の中で御検討いただきたいと思っております。基本的には政治家と私どもは考えておまして、議員と市長はぜひとも対象に含めたいと思っております。

ただ、昨今制定された条例の中には、教育長といったところまで拡大されているという事例もありますので、それをどう見ていくのかというのは、皆さんとの御議論の中でまた勉強させていただきたいと思っております。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

本件につきましては、提案会派の御意見、そして冒頭で事務局から配っていただきました資料等を踏まえ、議員の政治倫理条例を単独で制定するのか、まずは議会基本条例の中で議員の政治倫理に関する基本事項を定めるのか、次回以降、継続して御協議していただきたいと思っております。

委員の皆さんにおかれましては、本日の委員会での御協議を踏まえ、会派内の取りまとめをよろしくお願いいたします。

○高橋伸介委員長 次に、議会基本条例の制定についてを議題とします。

本件については、まず、先進市議会の議会基本条例の規定事項について、事務局の説明を求めます。沖議事担当課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、議会基本条例の規定事項にどのようなものがあるかについて説明させていただきます。

お手元の資料4、議会基本条例の規定事項をごらんください。

この資料は、通年議会を含め先進的な取り組みを行っており、18日に委員派遣を予定しております四日市市議会の議会基本条例の規定事項を簡潔にお示ししたものでございます。

まず最初に、前文では、条例制定の背景、必要性や、議会の目指すべき方向性を規定しています。

次に、第1章の総則では、第1条にこの条例の目的、第2条にこの条例で使用している用語の定義、第3条にこの基本条例が最高規範であることの位置付け、第4条に議会のあるべき姿を示す基本理念、第5条にその基本理念に従って議会の取り組むべき事項を示す基本方針、第6条に市政の意思決定を行う議事機関であるという議会の位置付けを規定しています。

次に、第2章の議員の活動原則では、第7条で議員の活動原則を定め、第8条で議会活動における会派の意義を規定しています。

次に、第3章の議案及び政策の審議及び調査では、第9条から第19条まで11の事項について規定しており、その中には、本特別委員会においても協議された通年議会、議決事件の拡大、政策提案の説明要求、反問権、政務活動費などが含まれております。

次に、第4章の市民との情報共有では、まず、第20条で市民等と情報の共有に努めなければならないという姿勢を示しており、そのための具体的な手段として第21条以降に会議の公開、議長の情報発信、議会報告会等を規定しています。

2ページをごらんください。

次に、第5章の市民参加の推進では、第24条で公聴会、参考人制度の活用、第25条で市民等の意見の反映努力、第26条で紹介議員、請願者からの意見聴取を規定しています。

次に、第6章の議員間討議及び政策提案では、第27条の議員間討議及び意見集約で議員間での討議を活発化していこうという姿勢に加え会議の長が意見集約を行うことを、第28条の政策提言等でその討議の意見集約により政策提言等に努めることを、また、第29条で学識経験者等による調査機関の設置について、第30条では市長による予算・政策策定過程で議会意見を尊重することについて、第31条では各種の議員研修を積極的に実施することについて規定しています。

次に、第7章の政治倫理及び議員報酬では、第32条で議員の倫理観等を、第33条で議員報酬の位置付け等を規定しています。

次に、第8章の議会事務局等の充実では、第34条で議会事務局の機能強化等を、第35条で議会図書室の充実について規定しています。

次に、第9章の見直し手続では、第36条として一般選挙後の任期開始ごとに議会基本条例の見直しを検討することについて規定しています。

最後になりますが、附則として、施行日を規定しています。

以上、説明とさせていただきます。

○高橋伸介委員長 ただいまの事務局の説明に対し御質問等はありませんか。大塚委員。

○大塚光央委員 例えば、資質や倫理観はそれぞれの人で違うというのが僕の認識です。倫理観や品位の保持というのは、言葉としてはわかるんですけども、四日市市議会はどういう倫理観ということにまで踏み込んでいるんですか。

○高橋伸介委員長 まさにそうしたことの研修に18日に参ります。ぜひ忌憚のない御質問を用意していただけたらと思います。それでよろしゅうございますか。

○大塚光央委員 結構です。

○高橋伸介委員長 本件につきましては、議会基本条例を制定する方向で委員の御意見は一致

していると思いますので、まずは、第1条の前に置かれる前文から順に案文作成作業を進めていきたいと考えております。

つきましては、委員の皆さんにおかれましては、前文に盛り込むべきと考える事項について会派内で御検討していただいた上で、箇条書きでも結構ですので、7月31日までに、それぞれ前文の案を事務局に書面で御提出いただきますようお願いいたします。

そして、次回以降、それらをもとに議論を深めたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、先ほどの事務局の説明も参考にいただき、この条文は必要である、あるいは不要である、ほかにも必要な条文があるなどといったことについては、今後、委員間での協議に入る前に、会派内で御検討していただきますようお願いいたします。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

(午前10時51分 散会)

委員長 高橋伸介

議長 有山正信